

保育内容・健康における教育内容の検討（2）

事例研究：健康問題における学生の対処意識について

山本 章雄

YAMAMOTO Aki o

保育者養成校において「保育内容・健康」の授業を目的に則して実施するためには、所管省庁より求められる要領・指針を理解し、また、学生の実態を十分に把握して講義を構築することが必須である。今回の研究はこのような観点より、保育者を目指す学生が乳幼児の健康問題においてどのような対処意識を持っているのかを明らかにし、また、この結果と要領・指針に示された内容との差異を検証することにより授業構築の資料を得ることを目的に実施した。

その結果、学生の対処意識は要領・指針に示されている健康教育内容の約20%において要領・指針とほぼ同等で適切な意識を持っていたが、その他80%の内容においては、対処に必要な知識や情報を十分に持ち合わせていないことが明らかとなり、カリキュラム作成に向けての手掛かりを得ることができた。

キーワード：保育内容「健康」、教育内容、健康問題、学生の対処意識

1. はじめに

保育をどのように実施すべきであるかについては、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に示されている。

これらの「要領」「指針」に記載された内容に則った保育を実践していくためには、保育者を目指す学生達を教育する養成校においても、「要領」「指針」に記載された内容を十分に理解し、これに沿ったカリキュラムを構築し、授業内容を決定することが必定であり、「要領」「指針」は、将来現場を支える力量を持った保育者養成のための重要な羅針盤であると考えることができる。また、領域である保育内容「健康」の教育においても、保育者としての業務を適切かつ効果的に実施する能力獲得のため、また、今日的課題に即した「健康教育」を行うため、これら「要領」「指針」に記載された内容を十分に認識し、記載された項目に添って授業を実施することが求められている。

木内妙子ら（2007）は、保育士の子どもの健康に関する認識について調査を行い、保育士に対する系統的な健康教育の必要性を示唆している。また、長谷秀輝（2019）は、領域「健康」のねらいや内容と学生の健康に対する意識の関わりについて考察を行い、学生の健康観には不十分な点があり意識の涵養が課題であると述べている。一方、入江慶太ら（2018）は、領域「健康」における授業内容の検討を行い、現代的課題や保育実践の動向を理解し、カリキュラム構築を行うことへの対応が不足していると指摘している。

以上のことより、授業の実施にあたっては学習の当事者である受講学生が「健康」についての情報や認識をどのように持ち合わせているか、特に、保育者養成という授業目的の観点で考えた場合、子どもの健康問題に関する知識、情報、経験、認識を学生がどの程度持っているのかを知り、また、健康問題をどのような「対処意識」「対応策」によって解決していくべきであると考えているかについて理解し、これと上記「要領」「指針」の内容との比較検討を行うことにより、授業

内容の吟味を行い指導の方向性を設定することが、対象者に応じ有効性を持った授業を組み立てる上で大変重要な事柄になると言える。

今回の研究は、上記のような認識に基づき、「要領」「指針」に記載されている「健康」に関する事柄を網羅的に抽出し、文章として重複する部分、また、意味内容として重複する部分等をまとめ、簡易な箇条書きとすることにより、授業において学生に学習させるべき事柄として、「幼児に対して教育すべき項目」と「幼児教育者として対応すべき事項」の2種別に整理した山本（2020）の研究結果を基にし、以下のような手続きで研究を行った。

- ① 山本（2020）において「幼児に対して教育すべき事項」と記載された項目を「乳幼児に対して教育すべき事項」（A-1）として、また、「幼児教育者として対応すべき事項」は「保育者として対応すべき事項」（A-2）として扱い、それぞれに対応して「要領」「指針」に記載されている「内容（対処方針）」「内容の取り扱い（対処策）」を抽出、整理し、「乳幼児に対して教育すべき方向性」（B-1）「保育者として対応すべき方向性」（B-2）としてまとめた。

なお、「乳幼児に対して教育すべき事項」は、幼児に学習させ習得させるべき事柄として規定し、この各事柄をどのような目標に向けどのような内容で教育するべきかを「乳幼児に対して教育すべき方向性」として位置づけた。また、「保育者として対応すべき事項」は、保育者が幼児に対して準備し提供すべき事柄として規定し、この各事柄をどのような目標に向けて導き対処していくべきかを「保育者として対応すべき方向性」として位置づけた。

- ② 受講学生の「子どもたちの健康問題」に関する意識および対処意識について質問紙により調査し、「乳幼児に対して教育すべき事項」「保育者として対応すべき事項」に対応した意見出現数を検討するとともに、それぞれの項目において学生がどのように対処すべきであると考えているかを「乳幼児に対して教育すべき方向性」（学生の意識）および「保育者として対応すべき方向性」（学生の意識）として整理し、「乳幼児に対して教育すべき方向性」

性」（B-1）「保育者として対応すべき方向性」（B-2）との比較検討を行った。

2. 方法

I、学生に学習させるべき事項の抽出および整理

保育者養成の観点より、授業の内容として取り入れるべき「健康」に関する事項を「乳幼児に対して教育すべき項目」（A-1）および「保育者として対応すべき事項」（A-2）として整理した。

なお、この二つの項目は、所管省庁のホームページで公開されている「幼稚園教育要領解説」「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」の中で下記の部分に記載されている「健康」に関する事柄を網羅的に精査し抽出した項目で、3つの「要領」「指針」で内容が同様である部分を整理統合し簡潔化したものである。

【内容抽出の対象とした要領・指針の部分】

- ・「幼稚園教育指導要領解説」
 - 第2章 ねらい及び内容
 - 第2節 各領域に示す事項
 - 1、心身の健康に関する領域「健康」
- ・「保育所保育指針解説」
 - 第2章 保育の内容
 - 1、乳児保育に関わるねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
 - 2、1歳以上3歳未満児の保育と関わるねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、心身の健康に関する領域「健康」
 - 3、3歳児以上児の保育に関するねらい及び内容（2）ねらい及び内容 ア、心身の健康に関する領域「健康」
 - 第3章 健康および安全
- ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」
 - 第2章 ねらい及び内容並びに配慮項目
 - 1、第2節 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容 2、各視点に示す事項（1）身体発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」
 - 2、第3節 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関

するねらいおよび内容 2, 各領域に示す事項
(1) 心身の健康に関する領域「健康」

- 3, 第4節 満3歳以上の園児の教育及び包囲区に関するねらい及び内容 2, 各領域に示す事項(1)
心身の健康に関する領域「健康」
第3章 健康および安全

なお、抽出された事項の整理方法など手続きに関しては、山本(2020)の研究において採られた方法に準じており、今回の研究において用いる「乳幼児に対して教育すべき項目」18項目および「保育者として対応すべき事項」12項目は、上記研究において用いられた項目と同様である。

「乳幼児に対して教育すべき事項」(A-1)

- 1, 愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する
- 2, 先生や友達との触れ合い
- 3, 遊びの中での十分な体の動き
- 4, お座り、はいはいなど自分からの動き
- 5, 戸外で自然と親しみ遊ぶ
- 6, 食べることを楽しみ興味を持つ
- 7, 自分で食べることができる
- 8, 個人差に応じた授乳・離乳の進め
- 9, 自主的な生活のリズムづくり
- 10, 睡眠・午睡・休息などのリズム形成
- 11, 衣服の着脱が行える
- 12, 排便への慣れ、自分で排泄
- 13, 身の回りの清潔と心地よさ
- 14, 自分達の生活の場を整える
- 15, 見通しを持って行動する
- 16, 病気の予防など必要な活動を行う
- 17, 危険な場所、危険な遊びを知る
- 18, 防災時の対応など安全について知る

「保育者として対応すべき事項」(A-2)

- 1, 幼児の定期的・継続的な健康の把握
- 2, 疾病・体調不良・傷害への対応
- 3, 虐待の疑い等への対応
- 4, 健康増進計画・健康診断の立案
- 5, 感染症の予防・発生時の対応
- 6, アレルギー疾患への対応
- 7, 医務室、救急用品の常備と管理

- 8, 食育の目標設定・環境整備と計画策定
- 9, 施設的环境整備と衛生管理
- 10, 事故防止対策および発生時の対応策
- 11, 防災に向けての施設・備品・計画整備
- 12, 避難訓練における保護者・地域との連携

II、教育・対処すべき方向性の抽出および整理

乳幼児に対して教育すべき事項18項目、および、保育者として対応すべき事項12項目それぞれに対応する「乳幼児に対して教育すべき方向性」(B-1)および「保育者として対応すべき方向性」(B-2)を以下の方法で整理した。

「幼稚園教育要領解説」「保育所保育指針解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」の中で「健康」に関する事柄の「内容」(対処方針)、「内容の取り扱い」(対処策)に記載されている文章を網羅的に精査抽出し、3つの「要領」「指針」で内容が同様である部分を整理統合し簡潔化したものである。

「乳幼児に対して教育すべき方向性」(B-1)

- 1, 愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する
しっかりと子どもを受け止め、欲求、興味、関心を理解し応答的に関わることで、一人一人との信頼関係を築き、子ども達に安定感を持たせる。
- 2, 先生や友達との触れ合い
子どもを肯定的に受け入れることにより、生き生きと行動をさせ、自分の本心や自分らしさを率直に表現するよう導き、意欲的な態度や活発な動きを身に付けさせる。
- 3, 遊びの中での十分な体の動き
子どもの興味に沿って様々な活動を行い、活動意欲を満足させ、身体の調和的な発達を促し遊びを楽しませる。
- 4, お座り、はいはいなど自分からの動き
一人一人の子どもの発達段階を踏まえ、十分に体を動かすことのできる空間を確保し、子どもの個人差、興味、関心に沿った環境を整え、自ら動こうとする意欲を育てる。
- 5, 戸外で自然と親しみ遊ぶ
子どもに戸外で過ごすことの心地よさを十分に味わわせるため、近隣の公園、広場、野

- 原や川原など園外に出掛け、年齢や生活経験などを考慮し、様々な事柄に出会ったり、気付いたりすることにより遊び方が分かり、安定して活動ができるようにする。
- 6, 食べることを楽しみ興味を持つ
落ち着いた環境を整え、食事の場面が和やかになるようにし、いろいろな食べ物への興味を育て、みんなで食べるとおいしいという体験を積ませる。
- 7, 自分で食べることができる
空腹感を感じ、自分に温かく接してくれる保育士と一緒に食べるくつろぎ、安心感によって、自分で食べる楽しさや喜びに気づかせる。
- 8, 個人差に応じた授乳・離乳の進め
子どもの授乳に対する欲求を受け入れながら、ゆったりとした環境の中で、離乳の食事も楽しいものであることに気づかせる。
- 9, 自主的な生活のリズムづくり
入園当初は一人一人の生活のリズムを把握し、それらに応じながら遊ぶ時間や食事の時間などに配慮し、活動と休息、緊張感と解放感、動と静などの調和を図るとともに、家庭との十分な連携も図る。
- 10, 睡眠・午睡・休息などのリズム形成
午睡の時間には個人差があることに留意し、ゆるやかに隔離され、静かで安心して眠れる場所を準備し、安全に細心の注意を払いながら睡眠、休憩をさせる。
- 11, 衣服の着脱が行える
子どもが衣服着脱に興味を持つように工夫をし、自分でしようとする気持ちが持てるように援助を行い、できた時には子どもの喜びとなるような言葉かけを行う。
- 12, 排便への慣れ、自分で排泄
「自分でできる」「自分でしたい」という自信や意欲を育み、心地よさや満足感をもたらすようにするとともに焦らず一人一人の幼児のペースに応じたきめ細かな対応を行う。
- 13, 身の回りの清潔と心地よさ
一人一人の子どもが家庭でどのような生活をしているのか実態を捉え、家庭との連携を密にしながら実情に応じて指導を行い、環境を整え清潔に保つと同時に、子どもたちが清潔に関わる行為の意味を感じ取るような言葉かけを行う。
- 14, 自分達の生活の場を整える
子どもは、教師をモデルにし、友達と一緒に活動する経験を通して、生活を自立的に送るようになることに留意するとともに、幼児一人一人の家庭での生活経験も捉え、家庭との連携も含め指導を行う。
- 15, 見通しを持って行動する
子どもがゆとりを持ち、見通しを持って幼稚園生活を送れるようにするため、園生活全体が幼児にとって、楽しく脈絡のあるものとなるよう心がける。
- 16, 病気の予防など必要な活動を行う
健康診断など様々な機会を捉え、自分の体を大切にしなければならないことに気付かせ、手洗い、歯みがき、うがいなどを自分からする態度を育て、新聞やテレビなどの社会情報を話題にし、健康への関心や態度を身につけさせるとともに、一人一人の幼児の実情を捉え、家庭との連携も図って行く。
- 17, 危険な場所、危険な遊びを知る
入園当初や進級時などにおいては、保育士等との信頼関係を基盤に、危険な遊び方、場所、用具に気付かせ、交通安全の指導などにおいては、長期的な見通しをもち、計画的に指導を行い、環境に自ら関わり遊ぶ中で、次第に危険な場所や遊び方を知り、どのような行動が必要か身につけさせる。
- 18, 防災時の対応など安全について知る
災害あるいは不審者との遭遇などの際の行動の仕方については、園のある地域の特徴を理解し、それに応じた内容を計画的に指導するとともに、園全体の教職員の協力体制や家庭との連携の下、幼児の発達の特性を十分に理解し、日常的な指導を積み重ねる。
- 「保育者として対応すべき方向性」(B-2)
- 1, 幼児の定期的・継続的な健康の把握
嘱託医と嘱託歯科医による定期診断を実施するとともに、保育士等による日々の観察、

- 保護者からの情報提供等により総合的に取り組む。
- 2, 疾病・体調不良・傷害への対応

発熱など異常が認められた場合、傷害が発生した場合には、保護者に連絡するとともに、状況に応じて嘱託医やかかりつけ医の指示を受け適切に対応する。
 - 3, 虐待の疑い等への対応

早期発見、早期対応を行うため、養育状況について普段から身体状況、表情、態度などをきめ細かく観察し、気づいたことを記録しておく。また、問題があった場合は児童相談所、市町村へ迅速に通告する。
 - 4, 健康増進計画・健康診断の立案

全職員が共通理解をもって、年間の「保健計画」を立案し、記録と評価に基づいた改善に、保護者の理解と協力を得ながら取り組めるようにする。
 - 5, 感染症の予防・発生時の対応

感染症に対する正しい知識を持って予防に努め、予防接種等を活用するとともに、発生時には、嘱託医の指示を受け、保護者への連絡を迅速に行い、感染症に関する法律に沿って対処する。
 - 6, アレルギー疾患への対応

嘱託医等の指示や協力のもと、職員間で細心の注意を払い、「生活管理指導表」の活用等により保護者との情報共有を常に行い、組織立った対処を行う。
 - 7, 医務室、救急用品の常備と管理

医務室の環境を整備し、救急用の薬品、包帯など応急処置用品を常備し、全職員が適切な使用法を熟知しておき、与薬に際しては、医師の指示を受け、複数の保育士で確認を行いながら実施する。
 - 8, 食育の目標設定・環境整備と計画策定

保育士、調理師、栄養士等が協力し創意工夫を行い、指導計画全体と関連づけながら目標を設定し、様々な食材に触れる、調理の過程を知る、生命を大切にす、みんなと食べる喜び等をこども達に経験させる。
 - 9, 施設の環境整備と衛生管理

施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持し、子どもと全職

員が清潔を保ち、衛生知識の向上に努めるようにする。

- 10, 事故防止対策および発生時の対応策

事故防止のため、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に務め、安全対策のため全職員および家族、地域との共通理解、協力の下に安全指導とともに、緊急時の指示系統、役割分担を決めておき、訓練等も実施しておく。
- 11, 防災に向けての施設・備品・計画整備

防火設備、避難経路等の安全性確保のため、安全点検表(点検日、担当者、項目等を定める)を作成し定期的に点検を行い、施設、備品を適正な状態に保つことに務める。
- 12, 避難訓練における保護者・地域との連携

消防法で定められた実施方法に沿って避難訓練を行うとともに、災害発生時対応、二次対応などの要点を全職員が共通に理解し、保護者、地域とも日常的な連携を図っておく。

Ⅲ、学生の「乳幼児の健康問題に関する意識および対処意識」に関する調査

学生の「乳幼児の健康問題に関する意識および対処意識」に関する状況を知るため、「保育内容・健康Ⅰ」(幼児教育学科・専門教育科目)を受講している学生に対し、実態をより明確にすることを目的とし、選択回答や項目立てといった枠の設定をしない自由記述方式のアンケート調査として以下のように実施した。

- 1, 期間：令和2年2月7日～10日
- 2, 対象：K短期大学「保育内容・健康Ⅰ」履修学生
- 3, 人数：57名(男性4名・女性53名)
- 4, 方法：質問に対しての自由記述方式
- 5, 質問内容：

『子ども(乳幼児期)が「健康な生活を送る」上で、現在問題となっていると考える事柄をあげ、これをどのように解決したら良いかについて、あなたの意見を記載して下さい。』
- 6, 記述内容の集計方法および処理
 - ① 学生の自由記述の中で、健康への問題意識を表す中核的な「単語」を選定し、「乳幼児に対して教育すべき事項」(A-1)また、「保育者として対応すべき事項」(A-2)に記

- 載されている「単語」と合致するものを、該当事項の意見出現数としてカウントした。
- ② 自由記述された文章内容を精査し「乳幼児に対して教育すべき事項」また、「保育者として対応すべき事項」と「単語」としては合致しないが、意味内容として同一と判断できるものは、当該事項の意見出現数としてカウントした。
 - ③ 自由記述であるため、同一人が多数の「事項」にわたる意見記載をしていることが予測されるため、同一学生の複数意見はすべて各事項での意見出現数としてカウントした。
 - ④ 以上の手続きにより「乳幼児に対して教育すべき事項」の意見出現数を表1に、また、「保育者として対応すべき事項」の意見出現数を表2としてまとめ、意見出現数全体に対する各事項の割合(%)を算出した。
 - ⑤ 学生が問題意識を持った各項目に於ける「対処意識」(どのような方向・状態に導くべきと考えているか)については、学生が考える対処意識を抽出し、意味内容を精査しながら、「乳幼児に対して教育すべき方向性」(B-1)「保育者として対応すべき方向性」(B-2)の事項に対応するよう集約整理した。
 - ⑥ 整理された学生の「対処意識」と「乳幼児に対して教育すべき方向性」(B-1)「保育者として対応すべき方向性」(B-2)の意見の差異を明確にするため、「ほぼ同じである」をA、「一部同じである」をB、「まったく違っている」をC、「意見出現がない」をD、と評価し表3、表4にまとめた。
 - ⑦ 「乳幼児に対して教育すべき方向性」「保育者として対応すべき方向性」とは関連しないが、特に重要であると考えられた学生の自由記述については、別途抽出し考察の最後に参考として記載し、検討を加えた。

注) 上記①～⑦に於ける意見出現数のカウント、意見内容の精査、意見差異の評価等の手続きは、客観性の担保に極力留意し、集計者個人が実施している。

3. 結果

「要領」「指針」などより抽出し、簡条化された「乳幼児に対して教育すべき事項」(A-1)および「保育者として対応すべき事項」(A-2)に合致する学生の意見出現数は、表1、表2の通りであった。

表1 教育すべき事項の意見出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する	0	(0.0%)
2,	先生や友達との触れ合い	2	(3.8%)
3,	遊びの中での十分な体の動き	5	(9.4%)
4,	お座り、はいはいなど自分からの動き	0	(0.0%)
5,	戸外で自然と親しみ遊ぶ	6	(11.3%)
6,	食べることを楽しみ興味を持つ	7	(13.2%)
7,	自分で食べることができる	0	(0.0%)
8,	個人差に応じた授乳・離乳の進め	0	(0.0%)
9,	自主的な生活のリズムづくり	14	(26.4%)
10,	睡眠・午睡・休息などのリズム形成	15	(28.3%)
11,	衣服の着脱が行える	1	(1.9%)
12,	排便への慣れ、自分で排泄	1	(1.9%)
13,	身の回りの清潔と心地よさ	1	(1.9%)
14,	自分達の生活の場を整える	0	(0.0%)
15,	見通しを持って行動する	0	(0.0%)
16,	病気予防など必要な活動を行う	0	(0.0%)
17,	危険な場所、危険な遊びを知る	1	(1.9%)
18,	防災時の対応など安全について知る	0	(0.0%)
合 計		53	(100.0%)

表2 対応すべき事項の意見出現数

NO.	事 項	出現数	%
1,	幼児の定期的・継続的な健康の把握	0	(0.0%)
2,	疾病・体調不良・傷害への対応	0	(0.0%)
3,	虐待の疑い等への対応	11	(39.3%)
4,	健康増進計画・健康診断の立案	0	(0.0%)
5,	感染症の予防・発生時の対応	1	(3.6%)
6,	アレルギー疾患への対応	0	(0.0%)
7,	医務室、救急用品の常備と管理	0	(0.0%)
8,	食育の目標設定・環境整備と計画策定	15	(53.5%)
9,	施設の環境整備と衛生管理	0	(0.0%)
10,	事故防止対策および発生時の対応策	1	(3.6%)
11,	防災に向けての施設・備品・計画整備	0	(0.0%)
12,	避難訓練における保護者・地域との連携	0	(0.0%)
合 計		28	(100.0%)

また、学生が問題意識を持った各項目に於ける「対処意識」（どのような方向・状態に導くべきと考えているか）を集約整理した結果は以下の通りであった。

「乳幼児に対して教育すべき方向性」（学生の意識）

- 1, 愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する
意見なし。
- 2, 先生や友達との触れ合い
コミュニケーションの機会を出来るだけ多く設けるように努力する。
- 3, 遊びの中での十分な体の動き
テレビやゲームにばかり依存するのではなく、遊び場を確保し、友達と遊ぶ機会を出来るだけ多く設けるよう、また、過保護になりすぎないよう努力する。
- 4, お座り、はいはいなど自分からの動き
意見なし。
- 5, 戸外で自然と親しみ遊ぶ
安全な戸外の遊び場を確保し、保育士や親が積極的に戸外へ誘導するようにする。
- 6, 食べることを楽しみ興味を持つ
食べる環境を整え、食事が規則正しくみんなと食べられるよう配慮する。
- 7, 自分で食べることができる
意見なし。
- 8, 個人差に応じた授乳・離乳の進め
意見なし。
- 9, 自主的な生活のリズムづくり
家庭生活も含め、食事、あそび、睡眠などのリズムを作り上げるよう支援する。
- 10, 睡眠・午睡・休息などのリズム形成
家庭生活も含め、大人が正しいリズムやルールを作るなどしてリードし、ゲームやスマートフォンによる夜更かし習慣を付けないようにする。
- 11, 衣服の着脱が行える
基本的な生活習慣として身に付けさせる。
- 12, 排便への慣れ、自分で排泄
基本的な生活習慣として身に付けさせる。
- 13, 身の回りの清潔と心地よさ
基本的な生活習慣として身に付けさせる。
- 14, 自分達の生活の場を整える
意見なし。

- 15, 見通しを持って行動する
意見なし。
- 16, 病気の予防など必要な活動を行う
意見なし。
- 17, 危険な場所、危険な遊びを知る
大人が手本を示し、危険性を学ばせる。
- 18, 防災時の対応など安全について知る
意見なし。

「保育者として対応すべき方向性」（学生の意識）

- 1, 幼児の定期的・継続的な健康の把握
意見なし。
- 2, 疾病・体調不良・傷害への対応
意見なし。
- 3, 虐待の疑い等への対応
記録を活用するなどして、不自然さを早期に発見するように務め、疑わしい時は躊躇せず児童相談所へ連絡するとともに、子どもに対する対応について、親への教育も行う。
- 4, 健康増進計画・健康診断の立案
意見なし。
- 5, 感染症の予防・発生時の対応
感染に対する抵抗力を付ける。
- 6, アレルギー疾患への対応
意見なし。
- 7, 医務室、救急用品の常備と管理
意見なし。
- 8, 食育の目標設定・環境整備と計画策定
個人個人へのきめ細かな対応によりバランスの良い食事を提供するとともに、いわゆる「こ食」にならないよう配慮するとともに、家庭に対しても食育教育を推進していく。
- 9, 施設的环境整備と衛生管理
意見なし。
- 10, 事故防止対策および発生時の対応策
しっかりと見守る努力を行う。
- 11, 防災に向けての施設・備品・計画整備
意見なし。
- 12, 避難訓練における保護者・地域との連携
意見なし。

整理された学生の「対処意識」と「乳幼児に対して教育すべき方向性」（B-1）「保育者として対応すべき

方向性」(B-2)の内容の差異評価は、表3、表4の通りであった。

表3 教育すべき方向性との意見の差異

NO.	事 項	評 価
1,	愛情豊かな受容の中で安定感を持って生活する	D
2,	先生や友達との触れ合い	C
3,	遊びの中での十分な体の動き	B
4,	お座り、はいはいなど自分からの動き	D
5,	戸外で自然と親しみ遊ぶ	C
6,	食べることを楽しみ興味を持つ	B
7,	自分で食べることができる	D
8,	個人差に応じた授乳・離乳の進め	D
9,	自主的な生活のリズムづくり	B
10,	睡眠・午睡・休息などのリズム形成	B
11,	衣服の着脱が行える	C
12,	排便への慣れ、自分で排泄	C
13,	身の回りの清潔と心地よさ	C
14,	自分達の生活の場を整える	D
15,	見通しを持って行動する	D
16,	病気予防など必要な活動を行う	D
17,	危険な場所、危険な遊びを知る	C
18,	防災時の対応など安全について知る	D

表4 対応すべき方向性との意見の差異

NO.	事 項	評 価
1,	幼児の定期的・継続的な健康の把握	D
2,	疾病・体調不良・傷害への対応	D
3,	虐待の疑い等への対応	A
4,	健康増進計画・健康診断の立案	D
5,	感染症の予防・発生時の対応	C
6,	アレルギー疾患への対応	D
7,	医務室、救急用品の常備と管理	D
8,	食育の目標設定・環境整備と計画策定	B
9,	施設的环境整備と衛生管理	D
10,	事故防止対策および発生時の対応策	C
11,	防災に向けての施設・備品・計画整備	D
12,	避難訓練における保護者・地域との連携	D

4. 考 察

I、学生の「乳幼児の健康問題に関する意識」

ここでの考察は、「乳幼児に対して教育すべき事項」表1、「保育者として対応すべき事項」表2の順に行い、それぞれについて全体的傾向を分析し、また、山本(2020)の研究との比較検討も行った。

表1に示された結果を見ると、事項10、睡眠・午睡・休息などのリズム形成(出現数15)、事項9、自主的な生活のリズムづくり(出現数14)、事項6、食べることを楽しみ興味を持つ(出現数7)、事項5、戸外で自然と親しみ遊ぶ(出現数6)、事項3、遊びの中での十分な体の動き(出現数5)、の5項目で意見出現数が5を越えており、これらの事項における問題の取り扱いが、子どもの健康にとって重要であるとの認識が、全体の10%程度の学生にあることが確認できた。また、これらの事項の内容は、「健康」を維持増進するため必要とされる3大要因「栄養(食事)」「運動(遊び)」「休養(睡眠)」に関わるもの、また、その要因全体のリズム、バランスについて記載されたものであることより、学生は乳幼児の「健康」教育において、これらの3大要因が大切な課題であると考えている傾向があることが示された。

一方、この5項目以外を見ると、出現数2が1事項、出現数1が4事項、出現数0が8事項となっており、学生の問題意識が乳幼児の「健康づくり」全般や細部にまでは及んでいないことが明確となった。特に、最近社会問題となり、マスメディアなどでも取り扱いが多くなっている「温かい人間関係による心の育み」(項目1)「防災や安全対策といった危機管理」(項目18)といった事項についての学生の意識が希薄であることが明白になり、授業においては、こうした事項を積極的に学習して行くことが必要であることが示唆された。

この結果を山本(2020)の研究と比較すると、事項3、遊びの中での十分な体の動き(前回出現数12、今回出現数5)、事項6、食べることを楽しみ興味を持つ(前回出現数18、今回出現数7)以外で大きな違いは見られず、学生の「乳幼児に対して教育すべき事項」に関する考え方に変化がないことが確認できた。

表2に示された結果を見ると、事項8、食育の目標設定・環境整備と計画策定(出現数15)と事項3、虐待の疑い等への対応(出現数11)に意見が集中し

ており、表1での結果と同様に、保育者が対応すべき事項においても、食事に関する事柄が大変重要であるとする学生の意識が示され、また、今日的課題である虐待に対する問題意識が大きいことも示されたと言える。

こうした傾向は、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の第3章「健康及び安全」の中で食育の推進が6項目にわたって述べられ、また、虐待対策が3頁にわたって記載され、特に重視されていることと同様であり、学生の指導においても大切にすべき事柄であると考えられる。しかし、その他の事項においての学生の意識は低く、事項5、感染症の予防・発生時の対策（出現数1）、事項10、事故防止対策および発生時の対応策（出現数1）において若干の問題意識が見受けられるのみで、他の8事項においての出現数は0であった。

この結果を山本（2020）の研究と比較すると、事項3、虐待の疑い等への対応（前回出現数2、今回出現数11）以外に大きな違いは見られず、「乳幼児に対して教育すべき事項」と同様に「保育者として対処すべき事項」においても、虐待への意識以外には学生の考え方に変化がないことが確認できた。

II、学生の「乳幼児の健康問題に関する対処意識」

ここでの考察は、「乳幼児に対して教育すべき方向性」（B-1）および「保育者として対応すべき方向性」（B-2）と学生の対処意識の比較を行うため、学生から意見提出があった事項を抽出し、順次考察を進めた。

「乳幼児に対して教育すべき方向性」（抽出事項10）

1、先生や友達との触れ合い

学生の意識は、コミュニケーションを多くするといった抽象的なものであり、子ども達の意欲的な態度や活発な動きを育むために用いる具体的な導き方についての考えが欠如していると判断できる。

2、遊びの中での十分な体の動き

学生には、テレビやゲームにばかり依存するのではなく、遊び場を確保し、友達と遊ぶ機会を出来るだけ多く設けるようにするといった意識があり、この考えは「要領」などの記載と合致しているが、身体の調和的な発達を促すといった

目標意識は欠如していると言える。

3、戸外で自然と親しみ遊ぶ

安全な戸外の遊び場を確保し、保育士や親が積極的に戸外へ誘導するようにするといった学生の意識は、「要領」などと合致している。しかし、この事項でも目的である、心地よさを味あわせる、遊び方や安全を分からせる、の欠落が見られる。

4、食べることを楽しみ興味を持つ

学生の意識は、食べる環境を整え、食事が規則正しくみんなと食べられるよう配慮するというものであり、おおむね「要領」等と一致しているが、いろいろな物を食べる、食べることに興味をもつ、みんなで食べる楽しさを知る、といった内容が不足している。

5、自主的な生活のリズムづくり

入園当初の配慮の必要性、動と静の調和といった視点が欠如しているが、家庭生活も含め、食事、あそび、睡眠などのリズムを作り上げるといった基本的な面では、学生の意識と「要領」等が一致している。

6、睡眠・午睡・休息などのリズム形成

家庭生活も含め、大人が正しいリズムを作るなどしてリードし、ゲームやスマートフォンによる夜更かし習慣を付けないようにするといった、学生の具体的な考えは現れているが、「要領」等に記載のある、個人差に配慮する、緩やかに対応するなど、配慮を要する面への意識が少ない。

7、衣服の着脱が行える

学生の意識は、基本的な生活習慣として身に付けさせるといった大きな枠組みだけになっており、自分でしようとする方向への援助の方法や、出来たときの声かけで喜びを感じさせるといった精神的な部分までの踏み込みがない。

8、排便への慣れ、自分での排泄

この事項も、基本的な生活習慣として身に付けさせるといった大きな枠組みだけになっており、焦らず一人一人のペースに対応する、自分でやりたいという意欲や自信を育むといった、子どもの気持ちに寄り添う部分が提出されていない。

9、身の回りの清潔と心地よさ

ここでも、基本的な生活習慣として身に付けさせるといった大きな枠組みだけになっており、家庭との連携により清潔に関わる行為の意味を

理解させる側面が欠落している。

10, 危険な場所、危険な遊びを知る

学生の意識は、大人が手本を示し、危険性を学ばせるだけになっており、どの時期に危険性が増し、これに対してどのような計画性をもって危険を学ばせるかといった具体性が欠けている。

「保育者として対応すべき方向性」(抽出事項4)

1, 虐待の疑い等への対応

学生の意識は、記録を活用するなどして、不自然さを早期に発見するように務め、疑わしい時は躊躇せず児童相談所へ連絡するとともに、子どもに対する対応について、親への教育も行っており、ほぼ「要領」等と一致している。

2, 感染症の予防・発生時の対応

感染症予防には、正しい知識を持つ、嘱託医との連携を保つなど具体的方向性が「要領」等に示されており、また、発生時には保護者への迅速な連絡が必要となるなど多くの対応が必要となっている。感染に対する抵抗力を付けるとする学生の意識だけでは、組織としての対応が構築出来ないと考えられる。

3, 食育の目標設定・環境整備と計画策定

個人個人へのきめ細かな対応によりバランスの良い食事を提供するとともに、いわゆる「こ食」(孤・個・子・小・固・濃・粉)にならないよう配慮するとともに、家庭に対しても食育教育を推進していくとする学生の意識に加え、この項目では、指導計画を立案して、保育士、調理師、栄養士等が協力し組織だった実施を行う内容が必要となる。

4, 事故防止対策および発生時の対応策

学生の意識は、しっかりと見守る努力を行うのみであったが、事前の安全点検や安全指導を実施し、緊急時の指示系統、役割分担等を決め訓練を行うことが重要であり、この点が不足している。

III、対処すべき方向と学生の対処意識

「乳幼児に対して教育すべき方向性」(B-1)および「保育者として対応すべき方向性」(B-2)と学生の「対処意識」との差異を評価し明示した表3, 表4

を見ると、全30事項中「ほぼ同じである」のA評価が1項目、「一部同じである」のB評価が5項目となっており、合計6項目(20%)の事項で「要領」等に示された「乳幼児に対して教育すべき方向性」「保育者として対応すべき方向性」と学生の意識する「方向性」がおおむね同じであることが認められた。しかし、その他の事項は、「まったく違っている」のC評価が8項目、「意見出現がない」のD評価が16項目となっており、幼児教育の「健康」分野における学生の意識不足、情報不足・知識不足が明白となり、この領域における教育の必要性、重要性が示されたと理解することができる。

また、差異の評価と学生の意見出現数との関係を見てみると、A評価の項目(表2-3)の意見出現数が11, B評価の項目(表1-10)が15、(表2-8)が15、(表1-9)が14、(表1-6)が7、(表1-5)が6の意見出現数となっており、学生の注目度(意見出現数)が高い事項ほど、「要領」等に示された「乳幼児に対して教育すべき方向性」「保育者として対応すべき方向性」と学生の意識する「方向性」が同一になる傾向が強いことが示された。これは、学生に対し適切な健康問題情報を教授することで関心度を高め、これによって自発的に学習する態度を養うことが可能であることが示されたと理解することもでき、教育を推進する方法論の一端が示されたとと言える。

IV、個別記載事項の検討

今回検討の対処とした「乳幼児に対して教育すべき方向性」「保育者として対応すべき方向性」とは関連しないが、学生が自由記述として記載した事項で、授業内容立案において重要であると考えられる項目を別途抽出し、考察、検討を加えた。

① 受動喫煙への対処

煙草は、吸飲する本人が吸う「主流煙」だけではなく、煙草の先端から出る、また、喫煙者が吐く「副流煙」にも多量の有害物質が含まれており、こども達はこの「副流煙」による受動喫煙被害の環境に置かれている。

特に、家庭の中では禁煙や分煙が難しく、こうした事柄への保育士の対応が求められており、授業の場でも取り上げる必要があると考えられる。

② 障害児等への対応

多様性の時代を迎え、ノーマライゼーションの理念のもと様々な状況に置かれた人達が、相互に理解をし、お互いを支え合いながら生きて行くことが求められている。特にハンデキャップのある人達への支援、理解は子どもの頃からの教育が大切であり、こうした事柄への積極的な努力が必要となってきた。また、多様性社会の実現には、性的マイノリティー、ベジタリアン、宗教的風習への理解も不可欠であり、こども達の教育の場におけるきめ細かな対応が求められている。

5. まとめ

以上の結果および考察より以下の点が明らかとなり、今後の「保育内容・健康」の授業内容立案に於ける手がかりを得ることができた。

- ① 学生の「乳幼児の健康に関する問題意識」は、「食事」「睡眠」「運動」といった3大要素に多く向けられており、これは前回の研究と同様の結果であった。
 - ② 学生の「乳幼児の健康に関する問題意識」は、「心の育み」「危機管理」等の項目においては希薄であり、これも前回の研究と同様の結果であった。
 - ③ 学生の「虐待」に対する問題意識は強くなっており、その「対処意識」（どのような方向・状態に導くべきと考えているか）においても「要領」等に定める対処方法と同じ内容を持ち合わせていた。
 - ④ 学生が問題意識を持った項目に於ける「対処意識」（どのような方向・状態に導くべきと考えているか）については、約20%の項目で「要領」等とおおむね一致する対処の方向性を持っているが、他の項目においては、知識や情報を持っていないことが明らかになった。
 - ⑤ 学生の「対処意識」と「要領」等に定められた対処方法とを比較し、学生の知識、理解が不十分であることが明らかとなった側面は、具体性、計画性、目標明確化、個人差配慮、子どもの意欲喚起、子どもの心に対する思いやり等であり、授業内容作成に於いては、理解が不十分であった点に重点を置きカリキュラムを考える配慮が必要であることが示された。
- ⑥ 学生の問題意識が高い事項ほど、「要領」等に示された「乳幼児に対して教育すべき方向性」「保育者として対応すべき方向性」と学生の対処意識の方向性の一致度が高い傾向があった。

6. 引用文献・参考文献

- 1) 長谷秀揮「子どもの生活と保育内容「健康」についての一考察—幼児の生活と遊びの各場面に着目して—」 四条啜学園短期大学紀要, No. 50, 2017, pp9-19.
- 2) 長谷秀揮「保育内容領域「健康」と「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」との繋がりについての一考察—げんだいの子どもの生活とあそびの実状に着目して—」 四条啜学園短期大学紀要, No. 51, 2018, pp1-10.
- 3) 長谷秀揮「保育内容領域「健康」と保育学生の健康に対する意識との関わりについての一考察: 学生の生活及び運動の実情に着目して」 四条啜学園短期大学紀要, No. 52, 2019, pp1-9.
- 4) 入江慶他太, 荻野真知子, 荻田聡子, 岡田恵子, 松本優作, 後藤大輔「幼稚園教育要領改訂に伴う保育内容領域「健康」に求められる授業内容に関する一考察—新しい教職課程におけるモデルカリキュラムとの比較を通して—」 川崎医療短期大学紀要, No. 38, 2018, pp85-89.
- 5) 木内妙子, 王麗華, 園田あや, 城生弘美, 大野旬子「保育士の子どもの健康についての認識と健康づくりのための実践に関する研究」 群馬パース大学紀要, No. 5, 2007, pp641-651.
- 6) 厚生労働省編「保育所保育指針」 フレーベル館, 2017, p. 36.

- 7) 厚生労働省「保育所保育指針解説」厚生労働省ホームページ. <https://www.mhlw.go.jp>
- 8) 文部科学省編「幼稚園教育要領」フレーベル館, 2017, p. 27.
- 9) 文部科学省「幼稚園教育要領解説」文部科学省ホームページ. <https://www.mext.go.jp>
- 10) 村田健治「保育内容「健康」におけるからだづくり運動の効果とアセスメントに関する一考察：幼児のSNSから見る身体的不器用さの改善」教育総合研究叢書, No12, 2019, pp35-47.
- 11) 内閣府・文部科学省・厚生労働省編「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」フレーベル館 2017, p39.
- 12) 内閣府「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」内閣府ホームページ. <https://www.cao.go.jp>
- 13) 大森宏一「保育内容（健康）における「健康」の定義について」富山短期大学紀要, No. 52, 2017, pp. 115-123.
- 14) 佐藤晶子「保育専攻短大生の保育内容「健康」に関する既有知識の分析」駒沢女子短期大学研究紀要, Vol. 50, 2017, pp55-62
- 15) 清水洋生「幼稚園教育要領における教育内容の変遷—領域「健康」を中心に—」新島学園短期大学紀要, No. 38, 2017, pp. 43-53.
- 16) 清水洋生「幼稚園教育要領における領域「健康」の変遷—保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して—」淑徳大学短期大学部研究紀要, No. 56, 2017, pp. 81-97.
- 17) 高橋健司, 戸田大樹「保育・教育課程における領域「健康」の指導展開：触れ合い体操を導入した保育に着目して」教育学論集, No68, 2017, pp. 251-258.
- 18) 渡邊晴美「保育内容「健康」の教育内容と方法に関する一考察」福岡女学院大学紀要, No. 16, 2015, 47-53.
- 19) 山本章雄「保育内容・健康における教育内容の検討（1）－事例研究：健康問題に関する学生の意識について－」神戸教育短期大学紀要, NO. 1, 2020, pp44-54.

(令和2年9月21日：投稿)

ピアスーパーバイザーからのコメント

本稿は、最新の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、「保育内容・健康」で取り扱う内容の再精査、講義の再構築を考える上で、貴重な資料となり得るものと考えます。本調査の結果が講義に反映されていく過程もご報告いただければなお有意義なものになると思います。（担当：大西貴子）